

# 兵庫県公報

令和4年3月1日 火曜日 第289号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

|  | ページ |
|--|-----|
| <b>告 示</b>   |     |
| ○ 県営土地改良事業の換地処分（農地整備課）   | 2   |
| ○ 同 上（同）   | 2   |
| ○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）   | 2   |
| ○ 同 上（同）   | 2   |
| ○ 公共測量が終了した旨の通知（同）   | 2   |
| ○ 同 上（同）   | 3   |
| ○ 同 上（同）   | 3   |
| ○ 同 上（同）   | 3   |
| ○ 神戸国際港都建設道路事業の認可（道路街路課）                                       | 3   |
| ○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）  | 4   |
| ○ 西播磨高原都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）                               | 4   |
| ○ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者<br>居住支援法人の指定（住宅政策課） | 4   |
| ○ 道路の位置指定（淡路県民局）   | 5   |
| <b>公 告</b>   |     |
| ○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧<br>（砂防課）            | 5   |
| ○ 同 上（同）   | 6   |
| ○ 同 上（同）   | 7   |
| ○ 同 上（同）   | 8   |
| ○ 同 上（同）   | 9   |
| ○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の<br>閲覧（同）            | 10  |
| ○ 同 上（同）   | 10  |
| ○ 土砂災害特別警戒区域の改正の案の閲覧（同）  | 11  |
| ○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）                                      | 12  |
| ○ 二級建築士試験及び木造建築士試験の実施（建築指導課）                                   | 13  |
| ○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）                               | 14  |
| ○ 同 上（中播磨県民センター）   | 15  |
| ○ 入札公告（丹波県民局）  | 15  |
| <b>教育委員会規則</b>   |     |
| ○ 教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則                                 | 17  |
| <b>教育委員会告示</b>   |     |
| ○ 兵庫県指定重要有形文化財の指定  | 21  |
| ○ 兵庫県指定史跡名勝天然記念物の指定  | 22  |
| ○ 有形文化財の登録   | 22  |
| <b>教育委員会公告</b>   |     |
| ○ 随意契約の相手方等の公示   | 23  |
| <b>正 誤</b>   |     |
| ○ 平成19年9月18日付け兵庫県公報第1911号中                                     | 23  |
| ○ 令和元年12月27日付け兵庫県公報第70号中                                       | 23  |

## 公布された法令のあらまし

◎教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第1号）

教育職員免許法施行規則の一部改正により、教職課程において修得が必要な科目の事項が新たに設けられること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第241号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、令和4年2月14日県営土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））高田西部地区の換地処分をした。

令和4年3月1日

兵庫県知事 齋藤元彦



兵庫県告示第242号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、令和4年2月10日県営土地改良事業（農地環境整備事業）能座地区の換地処分をした。

令和4年3月1日

兵庫県知事 齋藤元彦



兵庫県告示第243号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年3月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及びUAVレーザ測量）
- 2 作業期間  
令和4年2月14日から同年9月23日まで
- 3 作業地域  
豊岡市新堂、岩熊、江野、伊賀谷及び竹野町林地内



兵庫県告示第244号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年3月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（街区多角点及び4級基準点の復旧測量（再設））
- 2 作業期間  
令和4年1月31日から同年4月30日まで
- 3 作業地域  
西宮市菊谷町地内



兵庫県告示第245号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年3月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量及び4級基準点測量）

- 2 作業期間  
令和3年6月1日から同年12月24日まで
- 3 作業地域  
市川町上牛尾地内



**兵庫県告示第246号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年3月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和3年6月23日から令和4年1月27日まで
- 3 作業地域  
香美町香住区隼人及び三川地内



**兵庫県告示第247号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年3月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間  
令和3年6月8日から令和4年1月25日まで
- 3 作業地域  
新温泉町湯及び細田地内



**兵庫県告示第248号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年3月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間  
令和3年6月17日から令和4年1月31日まで
- 3 作業地域  
新温泉町三尾地内



**兵庫県告示第249号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和4年3月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
神戸市

- 2 都市計画事業の種類及び名称  
神戸国際港都建設道路事業  
3.4.31号 神戸三田線
- 3 事業施行期間  
令和4年3月1日から令和11年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
神戸市北区有野町唐櫃字南ノ上、字種池、字平町及び字上向山地内
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第250号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和4年3月1日から供用を開始する。

その関係図面は、令和4年3月1日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                           |    |                 |              |    |
|--------------|---------------------------------|----|-----------------|--------------|----|
|              | 区間                              | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>川西三田線  | 宝塚市波豆字大北4番2から<br>同市波豆字湯谷東掛4番1まで | 旧  | 7.0から<br>18.0まで | 262.0        |    |
|              |                                 | 新  | 7.0から<br>16.0まで | 262.0        |    |



**兵庫県告示第251号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和4年3月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
播磨高原広域事務組合
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
西播磨高原都市計画下水道事業西播磨高原公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 昭和62年2月13日から平成34年3月31日まで  
変更後 昭和62年2月13日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし



**兵庫県告示第252号**

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定に

より、支援法人を次のとおり指定した。

令和4年3月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

住宅確保要配慮者居住支援法人

| 名称                | 住所                | 事務所の所在地           | 指定年月日     |
|-------------------|-------------------|-------------------|-----------|
| 特定非営利活動法人<br>まなびと | 神戸市中央区北野町4丁目11番3号 | 神戸市中央区北野町4丁目11番3号 | 令和4年2月16日 |



兵庫県告示第253号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和4年3月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 指定番号              | 指定年月日<br>(令和年月日) | 位置                          | 幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|-----------------------------|--------------|--------------|
| 第R02淡路位置<br>0015号 | 4.2.14           | 淡路市岩屋字松帆3609番6の一部、3609番7の一部 | 6.00         | 47.61        |
| 第R03淡路位置<br>0004号 | 4.2.17           | 洲本市上物部字中ノ坪327番2の一部、330番1の一部 | 6.0          | 101.15       |

公 告

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和4年3月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                    | 指 定 の 区 域         | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|------------------------|-------------------|---------------------|
| シリツキ川 I<br>(205000068) | 西宮市名塩3丁目（別図1のとおり） | 土石流                 |

（別図1は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和4年3月9日（水）から同月23日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所河川砂防課、西宮市夙川市民サービスセンター及び塩瀬支所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所河川砂防課

〒662-0854 西宮市櫛塚町2-28

(3) 提出期限

令和4年3月23日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和4年5月23日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和4年3月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                | 指 定 の 区 域           | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|--------------------|---------------------|---------------------|
| 久斗山<br>(341010005) | 美方郡新温泉町久斗山（別図1のとおり） | 地滑り                 |
| 大山<br>(341010006)  | 美方郡新温泉町久斗山（別図2のとおり） | 地滑り                 |
| 春来<br>(341020019)  | 美方郡新温泉町春来（別図3のとおり）  | 地滑り                 |
| 中山<br>(341020020)  | 美方郡新温泉町湯（別図4のとおり）   | 地滑り                 |
| 細田<br>(341020021)  | 美方郡新温泉町細田（別図5のとおり）  | 地滑り                 |
| 歌長<br>(341020022)  | 美方郡新温泉町歌長（別図6のとおり）  | 地滑り                 |
| 中辻北<br>(341020023) | 美方郡新温泉町中辻北（別図7のとおり） | 地滑り                 |

（別図1から別図7までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和4年3月9日（水）から同月23日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所河川砂防課、新温泉町役場農林水産課及び温泉総合支所農林水産課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所河川砂防課

〒669-6701 美方郡新温泉町芦屋522-4

(3) 提出期限

令和4年3月23日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和4年5月23日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和4年3月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                     | 指 定 の 区 域                | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------------------|--------------------------|---------------------|
| 和田山<br>(140010172)      | 美方郡香美町香住区若松、一日市（別図1のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |
| 大谷(4)<br>(140010173)    | 美方郡香美町香住区大谷（別図2のとおり）     | 急傾斜地の崩壊             |
| 梅ヶ平上がり口川<br>(240030036) | 美方郡香美町小代区城山（別図3のとおり）     | 土石流                 |
| 三谷<br>(340010005)       | 美方郡香美町香住区三谷（別図4のとおり）     | 地滑り                 |
| 高津<br>(340020025)       | 美方郡香美町村岡区高津（別図5のとおり）     | 地滑り                 |
| 水上<br>(340020026)       | 美方郡香美町村岡区村岡（別図6のとおり）     | 地滑り                 |
| 板仕野<br>(340020027)      | 美方郡香美町村岡区板仕野（別図7のとおり）    | 地滑り                 |
| 宿西<br>(340020028)       | 美方郡香美町村岡区宿（別図8のとおり）      | 地滑り                 |
| 口大谷<br>(340020029)      | 美方郡香美町村岡区口大谷、高坂（別図9のとおり） | 地滑り                 |
| 神場<br>(340030011)       | 美方郡香美町小代区神場（別図10のとおり）    | 地滑り                 |

（別図1から別図10までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和4年3月9日（水）から同月23日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所河川砂防課、香美町役場建設課、農林水産課、村岡地域局農林建設係及び小代地域局農林建設係

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所河川砂防課

〒669-6701 美方郡新温泉町芦屋522-4

(3) 提出期限

令和4年3月23日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和4年5月23日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和4年3月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定しようとする区域の名称等

| 名称                  | 指定の区域                  | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------------|------------------------|---------------------|
| 下内膳<br>(306010004)  | 洲本市下内膳（別図1のとおり）        | 地滑り                 |
| 広石下<br>(306020008)  | 洲本市五色町広石下（別図2のとおり）     | 地滑り                 |
| 鳥飼上<br>(306020009)  | 洲本市五色町鳥飼上（別図3のとおり）     | 地滑り                 |
| 小山田<br>(306020010)  | 洲本市五色町鮎原小山田（別図4のとおり）   | 地滑り                 |
| 広石下北<br>(306020011) | 洲本市五色町広石下（別図5のとおり）     | 地滑り                 |
| 下塚<br>(306020012)   | 洲本市五色町下塚（別図6のとおり）      | 地滑り                 |
| 鳥飼明神<br>(306020013) | 洲本市五色町鳥飼上、鳥飼中（別図7のとおり） | 地滑り                 |

（別図1から別図7までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和4年3月9日（水）から同月23日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所河川砂防課及び洲本市役所建設課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所河川砂防課

〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5

(3) 提出期限

令和4年3月23日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和4年5月23日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和4年3月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                  | 指 定 の 区 域            | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|----------------------|----------------------|---------------------|
| 佐野八幡田<br>(327010008) | 淡路市佐野（別図1のとおり）       | 地滑り                 |
| 王子江原<br>(327010009)  | 淡路市王子（別図2のとおり）       | 地滑り                 |
| 浅野南<br>(327030016)   | 淡路市浅野南（別図3のとおり）      | 地滑り                 |
| 生田大坪<br>(327030017)  | 淡路市生田大坪、生田畑（別図4のとおり） | 地滑り                 |
| 大坪<br>(327030018)    | 淡路市生田大坪（別図5のとおり）     | 地滑り                 |
| 枯木<br>(327040010)    | 淡路市尾崎（別図6のとおり）       | 地滑り                 |
| 深草<br>(327040011)    | 淡路市深草（別図7のとおり）       | 地滑り                 |
| 東桃川<br>(327040012)   | 淡路市江井（別図8のとおり）       | 地滑り                 |
| 江井鳶ノ巣<br>(327040013) | 淡路市江井（別図9のとおり）       | 地滑り                 |

（別図1から別図9までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和4年3月9日（水）から同月23日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所河川砂防課及び淡路市役所農地整備課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所河川砂防課  
〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5

(3) 提出期限

令和4年3月23日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和4年5月23日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和4年3月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                    | 指 定 の 区 域         | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|------------------------|-------------------|---------------------|-------------------------------|
| シリツキ川 I<br>(205000068) | 西宮市名塩3丁目(別図1のとおり) | 土石流                 | 別図1のとおり                       |

(別図1は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和4年3月9日（水）から同月23日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所河川砂防課、西宮市夙川市民サービスセンター及び塩瀬支所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所河川砂防課  
〒662-0854 西宮市櫛塚町2-28

(3) 提出期限

令和4年3月23日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和4年5月23日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和4年3月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称 | 指 定 の 区 域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-----|-----------|---------------------|
|     |           |                     |

|                         |                          |         |
|-------------------------|--------------------------|---------|
| 和田山<br>(140010172)      | 美方郡香美町香住区若松、一日市（別図1のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 大谷(4)<br>(140010173)    | 美方郡香美町香住区大谷（別図2のとおり）     | 急傾斜地の崩壊 |
| 梅ヶ平上がり口川<br>(240030036) | 美方郡香美町小代区城山（別図3のとおり）     | 土石流     |

（別図1から別図3までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和4年3月9日（水）から同月23日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所河川砂防課、香美町役場建設課、農林水産課、村岡地域局農林建設係及び小代地域局農林建設係

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所河川砂防課

〒669-6701 美方郡新温泉町芦屋522-4

(3) 提出期限

令和4年3月23日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和4年5月23日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害特別警戒区域の改正の案の閲覧**

令和元年兵庫県告示第740号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和4年3月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 改正しようとする区域の案

苦楽園(3) I (105000022) の項中別図7を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

令和4年3月9日（水）から同月23日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所河川砂防課、西宮市夙川市民サービスセンター及び塩瀬支所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所河川砂防課

〒662-0854 西宮市樫塚町2-28

(3) 提出期限

令和4年3月23日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和4年5月23日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和4年3月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 SOCOLA阪急塚口クロス  
 所在地 尼崎市南塚口町二丁目865番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 住所 代表者の氏名  
 野村不動産株式会社 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 松尾大作
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 住所 代表者の氏名  
 株式会社ダイエー 神戸市中央区港島中町四丁目1番1 近澤靖英  
 株式会社ファミリーマート 東京都港区芝浦三丁目1番21号 細見研介  
 外未定28者
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
 令和4年9月19日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 5,501平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
73台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
367台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
90平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
35.5立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業を行う者の名称   | 開店時刻 | 閉店時刻  |
|--------------|------|-------|
| 株式会社ダイエー     | 午前7時 | 翌午前0時 |
| 株式会社ファミリーマート | 24時間 |       |
| 未定28者        | 午前9時 | 午後10時 |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

|       |                     |
|-------|---------------------|
| 地下駐車場 | 午前6時30分から翌午前0時30分まで |
| 隔地駐車場 | 午前0時30分から午前6時30分まで  |

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口2箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
令和4年1月18日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
令和4年3月1日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
令和4年7月1日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**二級建築士試験及び木造建築士試験の実施**

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和4年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項の規定に基づき指定した公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）に行わせる。

令和4年3月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

**1 試験日及び時間**

(1) 二級建築士

- 学科の試験 令和4年7月3日（日）  
午前10時10分から午後1時10分まで（3時間） 学科Ⅰ（建築計画）及び学科Ⅱ（建築法規）  
午後2時20分から午後5時20分まで（3時間） 学科Ⅲ（建築構造）及び学科Ⅳ（建築施工）
- 設計製図の試験 令和4年9月11日（日）  
午前11時から午後4時まで（5時間）

(2) 木造建築士

- 学科の試験 令和4年7月24日（日）  
午前10時10分から午後1時10分まで（3時間） 学科Ⅰ（建築計画）及び学科Ⅱ（建築法規）  
午後2時20分から午後5時20分まで（3時間） 学科Ⅲ（建築構造）及び学科Ⅳ（建築施工）
- 設計製図の試験 令和4年10月9日（日）  
午前11時から午後4時まで（5時間）

**2 試験地**

(1) 二級建築士

- 学科の試験 神戸市西区学園東町9-1 神戸市外国語大学
- 設計製図の試験 同上

(2) 木造建築士

- 学科の試験 神戸市灘区鶴甲1-2-1 神戸大学（鶴甲第一キャンパス大学教育推進機構）
- 設計製図の試験 同 市西区学園東町9-1 神戸市外国語大学

**3 受験申込手続**



株式会社NK 代表取締役 中 務 潤 子

3 許可年月日及び許可番号

令和3年12月7日

兵庫県指令東播（加土）（建）第1-7-2号（3高砂）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年3月1日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

揖保郡太子町太田字往田1438番1、1438番3の一部、1438番5、1439番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

揖保郡太子町東出216番地の5

山榮德行株式会社 代表取締役 山 本 昌 男

3 許可年月日及び許可番号

令和4年2月8日

兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-12-2号（3太子）



**入札公告**

次のとおり一般競争入札に付す。

令和4年3月1日

契約担当者

兵庫県丹波県民局長 今 井 良 広

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称

柏原総合庁舎本館エレベーター保守管理業務

(2) 仕様

契約担当者が入札説明書で指定する仕様書のとおり。

(3) 契約期間

令和4年4月1日（金）から令和5年3月31日（金）まで

(4) 履行場所

丹波市柏原町柏原688 柏原総合庁舎

(5) 入札方法

上記(1)の業務について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

（入札参加資格審査窓口）

兵庫県出納局管理課 電話（078）341-7711 内線4936

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

### 3 入札の参加申込及び入札の方法等

入札は、書面によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒669-3309 丹波市柏原町柏原688

兵庫県丹波県民局県民交流室総務防災課 担当：衣笠

電話（0795）73-3714（内線205） F A X（0795）72-3077

(2) 参加申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和4年3月1日（火）から同月10日（木）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

令和4年3月17日（木）午後2時

兵庫県丹波県民局柏原職員福利センター1階 会議室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和4年3月16日（水）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金の納入を求める場合がある。

(3) 契約保証金

契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入を求める場合がある。ただし、200万円以下の契約等にあつては免除することがある。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参又は郵送等により行うこと。

イ 入札保証金を求める場合、所定の日時までに提出されていること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

教育委員会規則

教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月1日

兵庫県教育委員会

教育長 西上三鶴

兵庫県教育委員会規則第1号

教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状の授与等に関する規則（昭和54年兵庫県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考2中「並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を「、教育の方法及び技術並びに情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に改め、同表備考に次のように加える。

- 5 大学が独自に設定する科目の修得方法は、教科及び教職に関する科目、これに準ずる科目として大学が加えるもの又は指定大学（免許法施行規則第21条の2第1項の規定により文部科学大臣が指定した大学をいう。以下同じ。）が加える科目の中から修得するものとする。

別表第2中「指導法（情報機器及び教材）」を「指導法（情報通信技術）」に、

「

|                            |             |
|----------------------------|-------------|
| 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） | 生徒指導の理論及び方法 |
|----------------------------|-------------|

を

「

|           |                      |             |
|-----------|----------------------|-------------|
| 教育の方法及び技術 | 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 | 生徒指導の理論及び方法 |
|-----------|----------------------|-------------|

」

に改め、同表備考3中「並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を「、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育の方法及び技術並びに情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に改め、同表備考に次のように加える。

- 5 大学が独自に設定する科目の修得方法は、教科及び教職に関する科目、これに準ずる科目として大学が加えるもの又は指定大学が加える科目の中から修得するものとする。

別表第3中「指導法（情報機器及び教材）」を「指導法（情報通信技術）」に、

「

|                            |             |
|----------------------------|-------------|
| 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） | 生徒指導の理論及び方法 |
|----------------------------|-------------|

」

を

「

|           |                      |             |
|-----------|----------------------|-------------|
| 教育の方法及び技術 | 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 | 生徒指導の理論及び方法 |
|-----------|----------------------|-------------|

」

に改め、同表備考1の表中「家庭関係学」を「家族関係学」に改め、別表第3備考2中「及び教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育の方法及び技術並びに情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に改め、同表備考に次のように加える。

4 大学が独自に設定する科目の修得方法は、教科及び教職に関する科目、これに準ずる科目として大学が加えるもの又は指定大学が加える科目の中から修得するものとする。

別表第4中「指導法（情報機器及び教材）」を「指導法（情報通信技術）」に、

「

|                            |             |
|----------------------------|-------------|
| 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） | 生徒指導の理論及び方法 |
|----------------------------|-------------|

」

を

「

|           |                      |             |
|-----------|----------------------|-------------|
| 教育の方法及び技術 | 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 | 生徒指導の理論及び方法 |
|-----------|----------------------|-------------|

」

に改め、同表備考3中「並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を「、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育の方法及び技術並びに情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に改め、同表備考に次のように加える。

6 大学が独自に設定する科目の修得方法は、教科及び教職に関する科目、これに準ずる科目として大学が加えるもの又は指定大学が加える科目の中から修得するものとする。

別表第5中「指導法（情報機器及び教材）」を「指導法（情報通信技術）」に、

「

|                            |             |
|----------------------------|-------------|
| 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） | 生徒指導の理論及び方法 |
|----------------------------|-------------|

」

を

|           |                      |             |
|-----------|----------------------|-------------|
| 教育の方法及び技術 | 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 | 生徒指導の理論及び方法 |
|-----------|----------------------|-------------|

に改め、同表備考の表中「成人看護学」の右に「、老年看護学」を加え、同表中備考2を削り、備考1を備考とし、別表第5備考を同表備考1とし、同表備考に次のように加える。

2 大学が独自に設定する科目の修得方法は、教科及び教職に関する科目、これに準ずる科目として大学が加えるもの又は指定大学が加える科目の中から修得するものとする。

別表第9中「情報機器及び教材」を「情報通信技術」に改める。

別表第10中「情報機器及び教材」を「情報通信技術」に改め、同表備考5中「又はこれに」を「、これに」に改め、「加えるもの」の右に「又は指定大学が加える科目」を加える。

別表第11中「情報機器及び教材」を「情報通信技術」に改め、同表備考4中「免許法施行規則第5条の表の第1欄に掲げる免許教科の種類に応じて同表の第2欄に掲げる」を削除し、「又はこれに」を「、これに」に改め、「加えるもの」の右に「又は指定大学が加える科目」を加え、「並びに家庭電気」を「及び家庭電気」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

教育委員会告示

兵庫県教育委員会告示第1号

兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第4条第1項の規定により、兵庫県指定重要有形文化財として次のものを指定する。

令和4年3月1日

兵庫県教育委員会  
教育長 西 上 三 鶴

| 種 別 | 文化財の名称 | 数 量 | 所 在 地 | 所 有 者 |
|-----|--------|-----|-------|-------|
|     |        |     |       |       |

|         |      |         |    |              |     |
|---------|------|---------|----|--------------|-----|
| 重要有形文化財 | 考古資料 | 梶原遺跡出土犁 | 2組 | 丹波市市島町上田1134 | 丹波市 |
|---------|------|---------|----|--------------|-----|



**兵庫県教育委員会告示第2号**

兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第31条第1項の規定により、兵庫県指定史跡名勝天然記念物として次のものを指定する。

令和4年3月1日

兵庫県教育委員会  
教育長 西上三鶴

| 種別        | 文化財の名称 |    | 数量     | 所在地           | 所有者 |
|-----------|--------|----|--------|---------------|-----|
| 史跡名勝天然記念物 | 名勝     | 絵島 | 1,153㎡ | 淡路市岩屋字恵島884番4 | 淡路市 |



**兵庫県教育委員会告示第3号**

兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第19条の2第1項の規定により、令和4年2月17日付けで次のものを文化財登録原簿に登録した。

令和4年3月1日

兵庫県教育委員会  
教育長 西上三鶴

| 種別 | 文化財の名称 | 数量 | 所在地 | 所有者 |
|----|--------|----|-----|-----|
|    |        |    |     |     |

|         |     |                          |    |                  |     |
|---------|-----|--------------------------|----|------------------|-----|
| 登録有形文化財 | 建造物 | 山崎歴史民俗資料館（旧龍野治安裁判所山崎出張所） | 1棟 | 宍粟市山崎町鹿沢字本多町82番1 | 宍粟市 |
|---------|-----|--------------------------|----|------------------|-----|

教育委員会公告

随意契約の相手方等の公示

WT〇に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和4年3月1日

契約担当者

兵庫県教育長 西上三鶴

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
兵庫県立人と自然の博物館ほか7施設で使用する電気（再生可能エネルギー100%）  
予定数量5,865,650キロワット時／年
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地  
兵庫県教育委員会事務局社会教育課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方等を決定した日  
令和4年2月9日
- 4 随意契約の相手方等の名称及び住所  
丸紅新電力株式会社 東京都千代田区大手町一丁目4番2号
- 5 契約金額（税抜）  
100,739,152円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号による

正 誤

○平成19年9月18日付け（兵庫県公報第1911号）  
兵庫県告示第956号（土砂災害警戒区域の指定）中

| (ページ) | (行)   | (誤)       | (正)       |
|-------|-------|-----------|-----------|
| 9     | 下から23 | 西宮市苦楽園三番町 | 西宮市苦楽園二番町 |



○令和元年12月27日付け（兵庫県公報第70号）  
兵庫県告示第740号（土砂災害特別警戒区域の指定）中

| (ページ) | (行)  | (誤)       | (正)       |
|-------|------|-----------|-----------|
| 5     | 下から8 | 西宮市苦楽園三番町 | 西宮市苦楽園二番町 |